平成28年度

事業計画書

公益財団法人 都道府県会館

当法人は、災害による被害者の支援及び国政の健全な運営の確保に資することを目的とし、自然災害により被災した都道府県民の生活再建支援、都道府県行政の活動支援、その他地方自治の円滑な運営と進展に寄与する事業を行う公益財団法人である。

平成28年度における当法人で実施する各事業については、以下のとおりとし、 それぞれの事業を確実かつ円滑に実施していく。

1 被災者生活再建支援法に基づく自然災害による被災者の生活再建支援事業 (公益目的事業1)

本事業は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然 災害による被災者の生活再建支援のため、被災者生活再建支援金を支給する事 業であり、当法人が全都道府県からの委託を受け、支給事務を行っている。

平成28年度においても、引き続き、東日本大震災をはじめ、支援法対象災害への支援金の迅速かつ適正な支給に努める。

また、支援事業の円滑な執行のため、これまで通り市区町村、都道府県及び国との連携強化に努め、事業運営の一層の効率化を図る。

平成28年度予算においても、東日本大震災やそれ以外の災害について、支給が想定される支援金相当額(東日本大震災:55,317,000千円、通常災害分:6,835,518千円)を計上して対処する。

2 都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う団体の支援事業 (公益目的事業2)

本事業は、都道府県行政の円滑な運営と進展に資するため、地方自治振興基金より生ずる運用益を原資として、都道府県知事の全国的連合組織である全国知事会の活動を助成金の交付により、支援する事業である。

平成28年度においては、地方行財政に関する事項を調査・研究する委員会の活動や、先進政策バンクの運営を通じた各都道府県の先進政策事例の情報発信等、当法人が目的とする地方自治の円滑な運営に寄与する事業に対し、運用

益相当額39,600千円を上限額として、助成金の交付を行う。

なお、助成金は、全国知事会からの申請を受け、予算の範囲内で額を決定し、交付する。事業年度終了後速やかに助成金の充当実績のほか、事業報告書、収支報告書等の実績報告を受ける。

3 都道府県会館の管理運営事業(公益目的事業3及び収益事業1)

本事業は、東京における都道府県の活動拠点として、都道府県会館の管理 運営を行う事業である。主な事業内容は以下のとおりとし、平成 28 年度に おいても、入居者や利用者が会館施設を快適に利用できるよう、適切な管理 運営に努める。

(1) 事務所の提供(公益)

当会館は、各都道府県東京事務所や全国知事会、全国都道府県議会議長会の事務局、その他公益財団法人等に対し、事務所の提供を行っている。併せて都道府県に対しては、情報発信の場として共用部分のショーウィンドウや地下連絡通路のポスター設置スペースを提供している。

近隣の相場より低廉な価格で事務所を貸し出すとともに、適切な執務環境を整備し、各団体の連携や効率的な運営に貢献できるよう、当会館の維持管理経費の一層の節減を図りつつ、会館内の各種設備等の修繕工事等を適宜実施していく。

(2) 入居団体への会議室の提供(公益)

会館内にある大・中・小合わせて 11 の貸会議室について、会館の入居団体に対し、近隣施設の会議室よりも低廉な価格で優先的に貸し出すことにより、入居団体の東京における活動支援を行う。

(3) 外部への会議室の提供(収益)

上記(2)の貸会議室について、会館の入居団体の利用がない時間帯については、広く一般に貸し出しを行う。

(4) 民間テナント業者への店舗貸し付け(収益)

会館内に民間テナント業者による郵便局、銀行 ATM コーナー、飲食店等を設置し、概ね 800 人を数える会館入居者や会議室利用者の他、近隣住民や近隣在勤者の利便性向上を図る。

(5) その他

竣工から17年が経過した当会館の適切な管理・運営のため、各種設備の更新・修繕を順次、実施する。

平成 28 年度においては、空冷ヒートポンプチラー、外調機等の更新工事 所要額を 1,242,000 千円と見込み、適宜実施することとする。

4 都道府県有財産の損害に対する相互救済事業(公益目的事業4)

(1)建物共済事業

本事業は、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、県有財産等(水力発電用機械を除く)の火災・風水災害等の被害を相互救済する共済事業である。

47 都道府県等から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金及び災害見 舞金の支給を行っている。

平成 28 年度においては、災害共済金の支給を 1,800,000 千円、災害見舞金の支給を 500,000 千円と見込み、迅速かつ適正な支給に努める。

なお、この事業の遂行に必要な会議やシステム改修等の対策は、事業の進展を踏まえ、その必要性と緊急性を考慮して、適宜実施するものとする。

(2)機械損害共済事業

本事業は、建物共済事業と同様、地方自治法第263条の2に基づき、県有 財産等の水力発電用機械の被害を相互救済する共済事業である。

24 都道府県及び1市から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金及び 災害見舞金の支給を行っている。

平成 28 年度においては、災害共済金の支給を 300,000 千円、災害見舞金の支給を 1,000 千円と見込み、迅速かつ適正な支給に努める。

なお、この事業の遂行においても、必要な会議やシステム改修等の対策は、 事業の進展を踏まえ、その必要性と緊急性を考慮して適宜実施するものとす る。